ッタ、植物ノ事ニモ通ジテ居ラレル沼田君ガドウシテマー其處ニ氣ガ附カレナカッタカガ不思議デアルかもあふひヲ紋ト成シ徳川氏ガ用キタ事ニ就キ前記ノ『日本紋章學』デ沼田君ノ述ベラレタ御説ニ據レバ「葵の家紋として始めて見えたるは、見聞諸家紋にありとす。同書葵紋を掲げて、丹波之西田と題せり、即ち西田氏の家紋としてこれを用ゐたりしを知るべし。戰國時代に至りて、三河の松平・本多・伊奈・島田の諸氏これを用ゐたり。徳川氏三河に入り松平氏を繼ぎ、亦この紋章を用ゐたり。後、將軍職に上るに及び、是よりこの紋章は權威を得て、殆ど菊桐の紋章を凌ぐに至りぬ。以上述べたる丹波の西田氏を始め、三河の松平・本多二氏が、如何にしてこの紋章を用ゐしかといふに、いづれも加茂神社の信仰に本づけるものとす。」、「松平氏を冒せる徳川氏は、其後本姓に復するに至りしも、尚、松平氏の家紋を用ゐ、遂に將軍職に上りしかば、こゝに於いて、從來葵紋を用ゐ來りし松平氏は、これを憚りて、葵、葡萄、鳩酸草等葵類似の紋章に改めたりしことは、謂はゆる廂を假して母屋を奪はれたるが如きものと云ふべし、是より葵紋は徳川氏獨占の紋章となり、一門親藩の外は、決してこれを用ゐるを許さず。」、「葵は加茂祭に用ゐられたる靈草なるが故に、この神を信仰せる人々が、この植物を神聖視し、紋章の行はるゝ時代に至りて、これに象りて家紋を定むるは、當然の歸結にして、猶天滿宮を信仰するものが、梅鉢の紋を用ゐ、諏方明神を信仰するものが梶葉の紋を用ゐるが如きものにして、謂はゆる信仰的意義に本づける紋章とす。」デアルノデ是ニ由テ之レヲ觀レバ此葵ノ紋ノ出來タ由來ガ能ク解カル

○何ンデモナイ片葉のあし

牧野富太郎

我邦諸處ニ片葉（かたは）の蘆（あし）ト呼ブモノガアッテ往々其土地ノ名物トナッテ居ル、多クノ人々ハ此かたはのあしヲ一種

特別ナあしノ種類ダト思ッテ居ルヤウダ

片葉のあしハ斯ク世人ガ思ッテ居ルヤウナ獨特ナあしデモ何ンデモナイ、其レハ普通ノあし（即チよし）ト少シモ異リハナイ唯其生エテ居ル場處ガ風ノ中タル處デアルト其處ニ此片葉のあしガ出現スル、ツマリ風ノマニマニ此化物ガ現レルノデ別ニ何ノ不思議モナイ、あしノ葉ハ稈ノ左右ニ互ヒ違ヒニ生ジテ居リ其長大ナ葉面ノ下ニハ長キ葉鞘即チはかまガアッテ稈ヲ巻イテ居ル其正シイ姿勢ノモノハ其葉ガ兩方へ列ンデ正シク位置ヲ取ッテ居ルガ其處へ斷エズ一方カラ風ガ吹イテ來テソレニ中ルト其風ノ力デ葉面ヲ一方ニ吹キ遣ル、サウスルト其長キ葉鞘ガネヂレテ本位へ復ラナクナリ從テ其葉面ガ何時モ一方ニ偏向シテ靡ビキ居ルコトヽナッテ此ニ謂ユル片葉の蘆ガ出來上ル

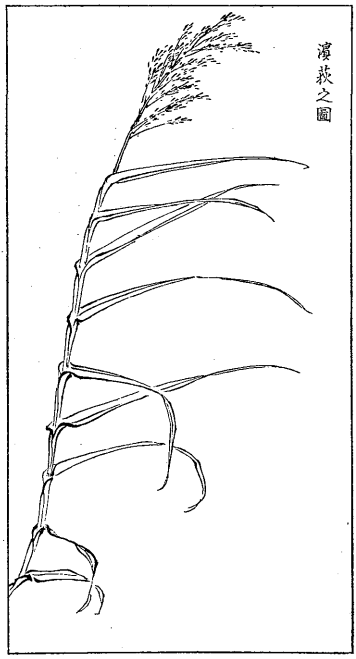

『神都名勝誌』ニ出テ居ル濱荻
即チ片葉の蘆（縮圖）

貝原益軒著ノ『大和本草』附錄卷ノ一ニ「伊勢ノ濱荻ハ三津村ノ南ノ後ロニアリ片葉ノ蘆ニシテ常ノ蘆ニハ。カハレリ」ト記シ『神都名勝誌』卷ノ五ニハ「濱荻　天狗石の南壹町許、道の右にあり。土俗、片葉の蘆と云ふ。四方に、石疊を築けり。」トアッテ片葉ニ描ケル濱荻ノ圖ガ出テ居ル、寶永四年出版ノ『伊勢參宮按內記』卷ノ下ニハ「濱荻　三津村の南の江にあり　片葉の蘆の常の蘆にはかはりたる蘆なり是を濱荻といへり此邊り田にすかれて今はすこしばかりの濱荻田間にのこれり」トアリ、又『攝津名所圖會』卷ノ四ニハ「片葉蘆　按ずるに都て難波は川々多し淀川其中の首たり其岸ニ蘆生繁て兩葉に出たるも水の流れ早きにより隨ふてみな

片葉の如く晝夜たへず動く終に其性を繼で跡より生出るもの片葉の蘆多し故に水邊ならざる所にもあり難波に際ず八幡淀伏見宇治等にも片葉蘆多し或云難波は常に西風烈しきにより蘆の葉束へ吹靡きて片葉なる物多しといふは辟案なり」ト記シテアルガ此辟案ト貶ナシ付ケテアル方ガ實ハ其說ガ正シク早キ流レノ水ノ爲メニ出來ルト言フ方ガ却テ僻案デアル

序ニ云フガ伊勢デ云フ濱荻ハ世間デ云フ蘆ノ事デアルコトハ古今ノ學者ノ唱フル所デアッテ其レハ正シイ說ダト思フ、濱荻ノ名ハ古ク出テ居ッテ萬葉集ノ歌ニモ神風之伊勢乃濱荻折伏客宿也將爲荒濱邊爾ノ歌ガアル、今伊勢ノ南方度會郡二見村ノ三津ニ近イ處ノ田間ニ昔生ヒ繁ッテ居タ謂ユル濱荻即チあしガ少シク殘ッテ名所トナッテ居ル處ガアル其レハ今ハ其村ノ農某ノ持地デアルガ昔カラノ場處デアルト云フノデ其處約ソ一畝歩位ハ其濱荻ノ生エルマヽニ遺シテアル之レヲ耕セバ田ガ作レルニ殊更サウモセズニ此ク遺シ置ク其持主ノ心ハ誠ニ殊勝ノ至リデアル史蹟名勝天然記念物保存協會モアル世ノ中ニ何トテ此處ヲ見逃ガシ置クノカ早速ニ能ク其處ヲ調査シ保存ノ法ヲ講ズベキデハアルマイカ、昔ハ此邊一體海邊デ其廣キ遠淺ノ場處ニ之レガ生ヒ繁ッテ一面ノ蘆荻洲デアッタデアラウ『神都名勝誌』ニモ「往古は、此の邊、三津湊よりの入江にて、總べて、蘆荻の洲なりきといふ。近世、堤防を設けて、潮水を塞ぎ、數町の田圃を開墾せり。而して、濱荻の舊地を存せむとて、僅に、數坪の所に、蘆荻を植ゑたり。」ト記シテアルガ此末句「蘆荻を植ゑたり」トハ果シテ眞乎若シ其レガ眞ナレバ此名所ハ餘リ價値ノナイモノトナルカラ誰レカ更ニ其邊ノ事實ヲ能ク調査シ研究シテ見タラドウカト思フ私ハ此「植ゑたり」ノ一句ガ「殘せり」ノ誤デアッテ欲シイ「植ゑたり」ハ多分筆者ノ粗忽デアラウ

○萬香亭起草ノ『赭鞭會業軌則』

牧野富太郎